

治水

発行 全国治水期成同盟会連合会

東京都千代田区麹町4丁目8番26号 ロイクラト麹町
電話 03(3222)6663 FAX 03(3222)6664
ホームページ <http://zensuiren.org/>
お問い合わせ zensuiren@k2.dion.ne.jp
編集・発行 檜崎晃久

7/7は川の日です

せせらぎに ぼくも魚も すきとおる

河川愛護月間

7月1日～7月31日

主催：国土交通省／都道府県／市町村
 後援：内閣府／日本放送協会／一般社団法人日本新聞協会／一般社団法人日本民間放送連盟
 協賛：公益社団法人日本河川協会／公益財団法人リバーフロント研究所／公益財団法人河川財団／全国治水期成同盟会連合会／全国水防管理団体連合会／一般社団法人建設広報協会／一般財団法人河川情報センター／一般財団法人優良瀬遊水地アクリメーション振興財団／全国建設経済協議会

7月1日～7日は河川水難事故防止週間
 〈川の防災情報〉 <http://l.river.go.jp>
 〈気象庁天気予報〉「市外局番」+「177」

「絵手紙」募集中!!
 詳しくは <http://www.mlit.go.jp/river/aigo/index.html>
 平成27年9月24日(木)必着
 合すくアクセス

目次

河川愛護月間	2
平成27年度「河川愛護月間」実施要綱	2
「河川愛護月間」絵手紙募集要領	4
森と湖に親しむ旬間	5
平成27年度「森と湖に親しむ旬間」実施要綱	5

河川愛護月間

River Conservation Month

(H27.7.1 ~ 7.31)

～ せせらぎに ぼくも魚も すきとおる ～

国土交通省水管理・国土保全局治水課

River Improvement and Management Division,
Water and Disaster Management Bureau,
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

河川は、私達の生活にうるおいとやすらぎを与えてくれる貴重な水と緑の空間であり、良好な河川空間への国民の関心はますます高まっています。

そこで、国土交通省では、河川が地域住民の共有財産であるという認識の下に、河川についての理解と関心を深め、地域住民、市民団体や関係行政機関等による流域全体の良好な河川環境の保全・再生を積極的に推進するとともに、河川愛護意識が広く国民の間で醸成されることを目的として、7月を「河川愛護月間」と定め、河川愛護運動を実施しています。

本年度も、各地方整備局、都道府県、市町村等が主体となって、地域住民、河川愛護団体、関係行政機関等の協力を得て、「せせらぎに ぼくも魚も すきとおる」（平成 22 年「河川愛護月間」推進標語募集、最優秀賞作品）を推進標語として、河川愛護運

動を積極的に展開することとしています。

月間中は、ポスター、チラシ等による広報活動をはじめ、全国各地で、河川のクリーン作戦、絵画・作文等のコンクール等地域の実情に応じた様々な活動を積極的に実施することとしています。

特に、河川のふれあい点検、水面利用・川下り、川の指導者等の人材育成の支援など、河川での地域住民、市民団体等とのコミュニケーションの充実を積極的に図ることとしております。（P2～3参照）

また、これらの活動に加え、河川愛護月間の推進特別事業として例年好評をいただいております絵手紙の募集も行うこととしております。（P4参照）

これらの行事に、一人でも多くの方が参加され、河川愛護運動の主旨をご理解いただけるよう、一層の御協力をお願いいたします。

平成 27 年度「河川愛護月間」実施要綱

1. 目的

この運動は、身近な自然空間である河川への国民の関心の高まりに 대응するため、地域住民、市民団体と関係行政機関等による流域全体の良好な河川環境の保全・再生への取り組みを積極的に推進するとともに、国民の河川愛護意識を醸成することを目的とする。

2. 期間

平成 27 年 7 月 1 日(水) から 7 月 31 日(金) まで

3. 主催

国土交通省、都道府県、市町村

4. 後援

内閣府、日本放送協会、一般社団法人日本新聞協会、一般社団法人日本民間放送連盟

5. 協賛

公益社団法人日本河川協会、公益財団法人リバーフロント研究所、公益財団法人河川財団、全国治水期成同盟会連合会、全国水防管理団体連合会、一般社団法人建設広報協会、一般財団法人河川情報センター、一般財団法人渡良瀬遊水地アクリメーション振興財団、全国建設弘済協議会

6. 運動の重点

- ・地域と一体となった良好な河川環境の保全・再生
- ・地域社会と河川との関わりの再構築

- ・河川愛護意識の醸成
- ・河川の適切な利用の推進

7. 推進標語

「せせらぎに ぼくも魚も すきとおる」

(平成 22 年「河川愛護月間」推進標語募集、最優秀賞作品)

8. 実施要領

河川管理者は、地域住民、市民団体、関係行政機関等と協力し、この月間中に、河川愛護の意識が広く国民の間で醸成されるよう、次に掲げる活動及び地域の実情に応じた多様な活動を積極的に展開するものとする。

(1) 地域と一体となった良好な河川環境の保全・再生

イ. 良好な河川環境の保全・再生

良好な河川環境を保全・再生するため、地域住民、市民団体等が主体となって行う河川環境の保全・再生等に関する活動を積極的に支援する。

ロ. 河川の美化

月間中に「川のクリーン作戦」等を企画し、河川に関わる市民団体、町内会、関係行政機関等と協力しつつ河川美化を推進する活動を行うとともに、堤防、河川敷等に廃棄されたゴミの一斉清掃等を行う。

(2) 地域社会と河川との関わりの再構築

イ. 地域住民、市民団体等と協力した河川の点検等
すべての人々が親しみやすい河川空間にするため、地域住民、市民団体等と河川管理者が協力して、川へのアクセスや利用について点検する機会を設け、今後の川づくりに反映させる。

ロ. 水面の利用、川下り等

多くの河川で、カヌー、ボート、イカダ等による河川の水面利用が行われるようになってきている。地域住民、市民団体等による河川の水面利用を体験する活動を支援するとともに、河川の水面利用の安全点検を河川利用者と河川管理者が協力して行う。

ハ. 川の指導者等の人材育成の支援

川に対する基本的な知識、川での様々な遊び、地域の歴史・文化等を教えることのできる「川の指導者」等の人材を育成し、それぞれの地域で子

どもに対して川での遊び方を教える活動等を支援する。

ニ. 河川に関する地域住民等とのコミュニケーションの充実

河川は、地域の水循環の主軸で、地域の文化、風土等とのつながりを有している。このため、川や流域における「川の 365 日」の情報の積極的な提供に努め、関係機関や地域住民、市民団体等とのコミュニケーションの充実を図る。

(3) 河川愛護意識の醸成

イ. 河川についての広報活動の実施

報道関係機関等の協力を得て、積極的に河川に関する広報活動を行う。

広報誌、折り込み、スライド、ポスター、ステッカー等を活用し、この月間の趣旨の地域住民、市民団体、河川利用者等への浸透を図る。

ロ. 河川愛護団体への支援等

河川愛護団体への支援に努め、必要に応じて表彰等の措置を講じ、河川愛護意識の醸成を図る。

なお、みどりの愛護功労者国土交通大臣表彰に推薦されるよう積極的に努めるものとする。

ハ. 各種行事の開催

7 月 7 日が「川の日」であることも踏まえ、「川の日」と連携した講演会、シンポジウム、河川に関する写真、絵画、作文のコンクール等を積極的に開催するとともに、優秀な作品について表彰、展示を行う等により、河川愛護意識の醸成を図る。

(4) 河川の適切な利用の推進

イ. 関係行政機関が共同して河川のパトロールを実施する等、河川利用者等に対し河川の適切な利用に関する指導等を行う。

ロ. 地域において、住民の日常的な河川空間の利用が促進され、地域づくり、まちづくりにおいて活かされるよう関係機関との連携の強化を図る。

(5) 河川水難事故防止週間における啓発活動の実施

イ. 近年多発する河川水難事故を受け、7 月 1 日から 7 日までを河川水難事故防止週間とする。

ロ. 出前講座の集中的な実施等による河川水難事故防止に関する啓発活動を行う等により、河川利用者に対し川を利用する際の安全意識の向上を促す。

「河川愛護月間」絵手紙募集要領

1. 目的

「河川愛護月間(7月1日～7月31日)」における広報活動の一環として、平成16年度より同月間推進特別事業として様々な作品を募集してきました。平成27年度も、昨年に引き続き、絵手紙を小学生、中学生、高校生及び一般の方々を含め広く募集し、河川愛護意識の高揚を図ることとします。

2. 応募規定

① 募集内容

・テーマ

「川遊び～川での思い出・川への思い～」

・募集作品

川遊びで川に潜ったり、川の生き物を観察したなど、川での体験や川と触れ合い感じた「川での思い出や川への思い」を文章にし、絵と組み合わせ描いた「絵手紙」を募集します。

デザイン、彩色、画材は自由です。(写真は応募できません。)

② 応募資格

河川愛護月間の趣旨に賛同して頂ける方。年齢、性別、職業などの制限はありません。(応募できる作品は一人一作品です。)

③ 応募作品のサイズ

郵便はがきサイズ(100mm×148mm)

④ 応募方法

応募作品の裏面に氏名、住所、電話番号のほか、小学生・中学生・高校生は学校名と学年を明記の上、下記送付先へ応募してください。

(氏名、住所及び学校名にはふりがなを付けてください。)

※ご記入頂いた個人情報は、応募作品の審査に関する確認、審査結果連絡の目的以外には使用致しません。

⑤ 応募上の注意

・応募作品の使用・著作権は、国土交通省に帰属します。

- ・応募作品は、未発表のオリジナル作品に限ります。
- ・応募作品は、返却致しません。

⑥ 締め切り

平成27年9月24日(木)まで(当日必着)

3. 審査方法

水環境の専門家、マスコミ関係者、美術の専門家等で構成する審査会において審査を行い、入賞作品を決定致します。

4. 入選の発表

審査終了後に、入賞者に直接通知するとともに、国土交通省ホームページ、機関誌等にも掲載します。

5. 作品使用

優秀作品は、平成28年度「河川愛護月間」ポスター、チラシ等に使用するほか、「河川愛護月間」の推進に幅広く活用します。

6. 賞

最優秀賞(国土交通大臣賞)	1点
優秀賞(国土交通事務次官賞)	6点
優良賞(国土交通省水管理・国土保全局長賞)	8点
審査員特別賞	5点

7. 表彰

国土交通省から賞状を、協賛団体から副賞を贈呈します。

8. 送付先・問い合わせ先等

(送付先)

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3
国土交通省水管理・国土保全局治水課内
「河川愛護月間」絵手紙募集係

(問合せ先等)

国土交通省水管理・国土保全局治水課管理係
03-5253-8111(内線 35663)

HP アドレス

<http://www.mlit.go.jp/river/aigo/index.html>

森と湖に親しむ旬間

A ten-day campaign for getting familiar with forests and lakes

(平成 27 年 7 月 21 日～ 31 日)

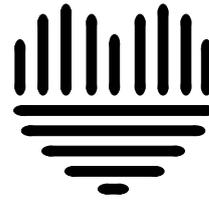
国土交通省水管理・国土保全局河川環境課

River Environment Division, Water and Disaster Management Bureau,
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

●呼びかけ統一標語

ふれあいさわやか 森と湖
もう一つ ふるさと見つけた 森と湖
さわやかな 心のオアシス 森と湖

●統一シンボルマーク



農林水産省及び国土交通省は、毎年 7 月 21 日から 31 日までを「森と湖に親しむ旬間」と位置づけ、イベントを中心とした様々な取り組みを昭和 62 年度より実施しています。

この旬間は、国民の皆様には森林や湖に親しんでいただくことで、心と体をリフレッシュしながら、森林やダム等の重要性について理解を深めていただくことを目的として定めたものです。

本年度も旬間中は農林水産省、国土交通省、独立行政法人水資源機構、都道府県、市町村等が主

催者となり、全国各地の管理ダムを中心として、ダムの堤体内・発電所・水源林の見学会や周辺でのレクリエーション等が実施されるほか、ホームページ、チラシ等により広報活動を展開していきます。

国土交通省水管理・国土保全局のホームページにも、全国のイベント情報などを掲載する予定です。

<http://www.mlit.go.jp/river/kankyo/campaign/shuninkan/index.html>

以下に、本旬間の実施要綱を紹介します。

平成 27 年度「森と湖に親しむ旬間」実施要綱

1. 目的

国民に森と湖に親しむ機会を提供することによって、参加者の心身をリフレッシュするとともに、森林、ダム、河川等の重要性について、国民の関心を高め、理解を深めることを目的とする。

2. 期間

平成 27 年 7 月 21 日(火) ～ 7 月 31 日(金)

3. 主催

農林水産省、国土交通省、独立行政法人 水資源機構、都道府県、市町村

4. 後援

内閣府、日本放送協会、一般社団法人 日本新聞協会、一般社団法人 日本民間放送連盟

5. 協賛

公益社団法人 日本河川協会、一般財団法人 国土技術研究センター、一般財団法人 河川情報センター、公益財団法人 河川財団、一般財団法人 日本ダム協会、一般社団法人 ダム・堰施設技術協会、一般財団法人 ダム技術センター、一般財団法人 水源地環境センター、全国治水期成同盟会連合会、一般社団法人 全国治水砂防協会、一般社団法人 建設広報協会、全国建設弘済協議会、公益

社団法人 国土緑化推進機構、一般社団法人 日本治山治水協会、全国森林組合連合会、一般社団法人 全国森林土木建設業協会、一般社団法人 日本林業協会、一般社団法人 日本林業土木連合協会、一般社団法人 全国木材組合連合会、一般社団法人 日本森林技術協会、一般財団法人 日本森林林業振興会

6. 行事等の実施主体等

(1) 実施主体

農林水産省、国土交通省、(独)水資源機構、各地方公共団体、マスコミ関係機関、民間企業等の主催や協力により各種行事が実施されるよう調整する。

(2) 実施場所

全国各地の森林、すべての管理中のダム(国・機構・都道府県)及び可能な限り多くの利水ダムにおいて行うことを目標とする。

7. 実施内容等

(1) 行事实施の考え方

水と緑に恵まれた自然豊かな森と湖に集い、自然環境に親しみ、人と人との交流を深め、やすらぎやうるおいを感じてもらうことを通して森と湖の大切さを理解することを目的に、全国各地の水源地域等において各種行事、広報活動等を実施する。

(2) 実施内容

- ア. 森林、ダム、湖沼の美しさ、快適さを享受するための行事等の実施
- イ. 森林、ダム、湖沼に対する理解、関心を深めるための行事等の実施
- ウ. 森と湖のある上流水源地域住民と下流都市地域住民との交流
- エ. その他

【昨年度の様子】

「第 38 回盛岡・北上川ゴムボート川下り大会」

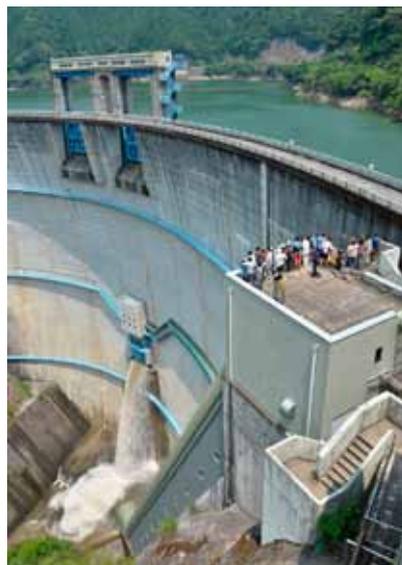
(四十四田ダム：岩手県盛岡市)



ゴムボート川下りの状況

「新豊根ダム森と湖まつり」

(新豊根ダム：愛知県北設楽郡豊根村)



コンジットゲート放流管放水実演の様子

「夢吊橋サマーフェスタ 2014」

(八田原ダム：広島県世羅郡世羅町)



貴重種保護活動の説明